

コネクティッドホーム アライアンス 知的財産の取り扱い 基本ポリシー及びガイドライン

「コネクティッドホーム アライアンス（英語名：Connected Home Alliance）」（以下「アライアンス」とする）のアライアンス活動を効果的・実践的に行うには、会員が保有する知的財産の活用が必要となるケースが想定される。また、アライアンス活動を通じて新たな知的財産が発生するケースも想定される。

については知的財産の取り扱いについての「基本ポリシー」と「ガイドライン」を以下の通り定める。

基本ポリシー

コネクティッドホーム アライアンス規約第2条に規定されているアライアンスの目的の達成を目指して会員がアライアンス活動をしやすい環境を確保するため、「基本ポリシー」を以下の通り定める。

ガイドラインは本「基本ポリシー」に適合した内容とする。

1. 「会員が業界や企業の垣根を越えて新たなサービスを創造し、円滑に実現・普及させる」というビジョンに則り、他者連携の促進を図る制度設計とすること
2. 知的財産の提供において、提供した会員・提供される会員双方が不利益をこうむらず、安心して提供できる環境を確保すること
3. アライアンス活動を通じて新たな知的財産が発生した場合は、その発生に貢献した会員が妥当な恩恵を受けられるよう配慮すること

ガイドライン

アライアンス活動における知的財産の取り扱いに関して、会員が守るべき事項として「知的財産の取り扱いガイドライン」を別紙の通り定める。

知的財産の取り扱いガイドライン

第1条 用語の定義

- ・ 規約：コネクティッドホーム アライアンス規約のことをいう。
- ・ 会員：規約第2章に規定された会員のことをいう。
- ・ アライアンス活動：研究会、分科会、PoC（Proof of Concept（概念実証））など、アライアンス内での知的財産の創出に関わる全ての活動のことをいう。
- ・ 産業財産権：特許権、実用新案権、意匠権、商標権に関して、法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利のことをいう。
- ・ 著作権：著作権法によって保護されている著作物にかかる権利のことをいう。著作物には、文書などの他にソフトウェア等も含まれる。
- ・ その他知的財産権：「産業財産権」、「著作権」以外で、法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る知的財産権のことをいう。
- ・ RAND条件：Reasonable and Non-Discriminatory 条件（妥当かつ非差別的な条件）のことをいう。
- ・ 秘密情報：規約第20条第1項に規定された秘密情報であって、上記「産業財産権」・「著作権」・「その他知的財産権」の対象とならないが、事業活動に有益となる技術上・営業上その他の情報・ノウハウ等（出願に伴う公開を回避するため、敢えて出願しない技術・知見・アイデア及び出願後であって公開前の「産業財産権」等を含む）をいう。

第2条 適用範囲

本ガイドラインは、全ての会員に適用する。

第3条 知的財産権

1. 産業財産権

(ア) アライアンス活動を通じて発生する新たな成果物に関する「産業財産権」

- ・ 会員又はアライアンスがアライアンス活動を通じて新たに創出した発明、考案、意匠等の知的財産を「産業財産権」として出願する場合は、当該知的財産の創出に貢献した当事者間で出願者を決定し、その持分比率は当事者間で決定する。
- ・ 当該「産業財産権」の権利者は、アライアンスに対して事前に通知した上で、当該「産業財産権」を使用したサービスの実施、製品の製造、販売等を行う会員に対して、RAND条件でその実施等を許諾する。なお、対価、期間、再許諾の可否その他の許諾の条件は、「基本ポリシー」を考慮し、当該権利者と許諾を求める会員の間で都度協議して決定する。

(イ) 各社が既に保有している「産業財産権」

- ・ 会員が既に保有している産業財産権の実施等の許諾その他の取り扱いについては、各アライアンス活動において必要に応じ、当該当事者間で協議、決定するものとする。

2. 著作権

(ア) アライアンス活動を通じて発生する新たな著作物に関する「著作権」

- ・ 会員又はアライアンスがアライアンス活動において新たに作成した著作物の著作権については、当該作成者に帰属する。
- ・ 会員又はアライアンスがアライアンス活動において新たに共同で作成した著作物の著作権は、当該作成者間での共有とする。
- ・ 当該「著作物」の著作権者は、会員又はアライアンスに対し、「著作者人格権」を行使しないものとする。
- ・ 当該「著作物」の著作権者は、アライアンスに対して事前に通知した上で、当該「著作物」の「著作権」を、アライアンス活動又は規約第2条の目的、第3条の事業の範囲内での利用において、その事業上必要であるとして希望する会員に対し、RAND条件で許諾する。対価、期間、再許諾の可否その他の許諾の条件は「基本ポリシー」を考慮し当該権利者と許諾を求める会員間で都度協議して決定する。

(イ) 各社が既に保有している「著作権」

- ・ 会員が既に保有している著作権の利用許諾その他の取り扱いについては、各アライアンス活動において必要に応じ、当該当事者間で協議、決定するものとする。

3. その他知的財産権

1.及び2.に準じるものとし、その取扱い等につき必要がある場合には、会員間で協議、決定するものとする。

第4条 知的財産権の帰属

- ・ 会員は、その従業員等が職務上創出した「産業財産権」又は「著作権」が当該会員に帰属するよう必要な措置をとるものとする。

第5条 秘密情報の取り扱い

- ・ 会員は、規約第 20 条に規定されている秘密情報の適切な管理、第三者への非開示、使用範囲を順守するものとする。
- ・ アライアンス活動における実験、研究、開発、改良及び事業化（商品化、サービス化等）の可能性の検討等に伴う秘密情報の取り扱いに関しては、当事者間で必要に応じて対応方法（個別の条件に応じた秘密保持契約書の締結等）を協議、決定するものとする。

第6条 知的財産権の譲渡

会員は、アライアンスの会員である期間中に他の会員又はアライアンスに対して R A N D 条件で実施等の許諾をした第 3 条第 1 項(ア)に規定する「産業財産権」、第 3 条第 2 項(ア)に規定する「著作権」を第三者に譲渡する場合、アライアンス及び当該許諾先に対して事前に書面にて通知するとともに、当該 R A N D 条件での許諾義務を当該第三者に承継させるものとする(退会後に譲渡する場合も同様の扱いとする)。

第7条 R A N D 条件での許諾義務の残存

会員（以下本条に限り「許諾会員」という。）がアライアンスの会員である期間中に他の会員又はアライアンスに対して R A N D 条件で実施等の許諾をした第 3 条第 1 項(ア)に規定する「産業財産権」、第 3 条第 2 項(ア)に規定する「著作権」に関する当該 R A N D 条件での許諾義務は、当該許諾会員と他の会員又はアライアンスとが合意した許諾の条件に従い、当該許諾会員が退会した後も存続するものとする。

第8条 産業財産権等の侵害等

- ・ 会員は、アライアンス活動（アライアンス活動において新たに創出された「産業財産権」、「著作権」、「その他の知的財産権」又は「秘密情報」の実施等を含む）に関して、第三者から産業財産権その他の権利の侵害を理由として請求、クレーム、訴えの提起等を受け、それらがアライアンス活動に著しい影響を与えると判断した場合には、速やかにアライアンスに通知するものとする。この場合において、会員及びアライアンスは、協力して必要な措置を取るものとする。
- ・ 会員は、第三者が、アライアンス活動において新たに創出された「産業財産権」、「著作権」、「その他の知的財産権」又は「秘密情報」を侵害し又は侵害しようとしていることを知り、かつ当該侵害行為がアライアンス活動に著しい影響を与えると判断したときは、速やかにアライアンスに通知するよう努める。

第9条 協議解決

会員間においてアライアンス活動における知的財産の取り扱いに関連する紛争又は疑義が生じた場合、当事者間で誠意をもって協議するものとし、これによっても解決しない紛争については、他に別段の定めのない限り、東京地方裁判所を第1審の専属管轄裁判所とする。なお、当事者間で紛争解決手段を別途合意した場合は、その合意に従うものとする。

第10条 施行

本ガイドラインは、総会にて制定した日より施行する。

第11条 改訂、新たな規程・細則の設定

必要に応じて本ガイドラインを改定し、又は新たな規程・細則を定める。

これらは、理事会の決議により行うことができる。会員は必要に応じて意見を述べる事が出来、理事会の決議はそれを考慮するものとする。

【履歴】

2018年7月18日 制定